

令和3年9月定例会

決算特別委員会委員長報告

## 【決算特別委員長報告】

決算特別委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

令和3年9月定例会において、本特別委員会に付託されました議案第64号から第75号までの12件について、6日間にわたり審査いたしました結果、令和2年度平戸市一般会計・特別会計・事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決および認定すべきものと決定されました。

さて、令和2年度一般会計の決算状況であります。新型コロナウイルス感染症対策経費の計上により、歳入歳出とも前年度から増加しており、歳入総額では318億9,871万7千円、歳出総額では313億2,009万3千円で、翌年度へ繰り越すべき財源4億4,725万5千円を差し引いた1億3,136万9千円が実質収支となっていました。

令和2年度の財政状況は、地方公共団体の財政状況を客観的に表す健全化判断比率において、基準を超える指標はなく良好な状況を保っている状況であります。

この要因としては、財政健全化計画に基づく将来的な負担の抑制に努めるため市債の繰上償還によるもののほか、北松北部環境組合運営負担金の減が主な要因となっていました。また、財政の弾力性を判断する経常収支比率は、普通交付税が減少していくなか計画的な繰上償還による公債費の縮減などにより、88.3%で前年度と比較し2.8ポイント改善しています。

令和3年度からは、普通交付税が一本算定へ移行することや、人口減少、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済の停滞など将来の見通しが効かない中で、今後とも厳しい財政運営となることが予想され、引き続き起債の抑制、経常経費の節減をはじめ健全な行財政運営に努めるよう求めるところであります。

このような財政状況を踏まえ、本特別委員会における論議のうち、主な指摘事項について、ご報告いたします。

はじめに、議案第64号「令和2年度平戸市一般会計決算認定について」であります  
が、財務部企画財政課所管では、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業費総額  
は、特別定額給付金事業をはじめ41億3,710万円であり、その財源として国からの新  
型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、県補助金を合わせ41億1,611  
万4千円が交付され、一般財源は1,898万1千円（一般財源の比率は0.5%）にとどま  
ったところである。本市においては、陽性（感染）者が少なかったことから、対策に  
要する経費のほとんどを国県補助金で賄えたとのことでした。

また、事業の実施にあたっては、長崎県が実施する事業継続支援給付金事業費と連  
動し早急に実施してきたところであるが、その反面、市独自の支援策については長崎  
県の事業実施の動向を注視することにより対応が難しかったとの説明がありました。  
現在もコロナ禍で経営が厳しい事業者もあることから、事業者等に寄り添った支援を  
考える必要があるのではないかとこの意見がありました。

次に、総務部総務課所管の「総合ハザードマップ作成事業」に関し、全世帯に配布  
されたハザードマップについて、地域の実情に合わせた運用ができているのかとの指  
摘に対し、ハザードマップには、洪水、高潮、土砂災害や浸水想定など、法令で定め  
られた項目が記載されており、法令外の地域の細かな危険個所は記載されていないと  
の答弁がありました。これに対し、ハザードマップが有効に活用されるよう、地域の  
具体的な危険個所を確認できる仕組みづくりが必要であるとの意見がありました。

また、「自主防災組織育成事業」に関し、自主防災組織の育成・運営方法を充実さ  
せるべきではないかとの指摘に対し、自主防災組織の育成・強化については、平戸市  
全体で防災士を中心とした防災ネットワークを組織し、行政と連携した自主防災組織  
の育成を図る取り組みを行っている。全国各地で大きな災害が発生していることなど  
から、重点施策として自主防災組織の強化を図りたいとの答弁がありました。

委員会からは、近年、毎年のように全国各地で発生する自然災害により、想定外の

甚大な被害が発生していることから、市民の防災や避難に関する意識も高まっており、避難所における新型コロナウイルス感染症対策も含め、避難所体制の充実を図ることが重要となっている。これまで以上に、各支所・出張所や自主防災組織等と連携し、市民の安心・安全のため、市内全体の防災対策に対する行政としての責務を果たすよう強く要請しました。

次に、**総務部地域協働課所管**の「(仮称)度島ふれあい会館整備事業」に関し、この施設は地域の要望を受け、青少年の健全育成、公民館や市の窓口業務を兼ね備えた複合施設ということで整備されたが、施設の外構に関しては未整備となっている箇所がある。雨天時などでも地域の方が安心して利用できるよう早急に整備すべきとの指摘に対し、排水管等が露出している部分など外構整備ができていない現状を把握しており、令和4年度には整備を進めたいとの答弁がありました。

次に、**福祉部子ども未来課所管**の「放課後児童クラブ整備事業」に関し、現在、放課後児童クラブは、平戸北部地区2か所、平戸南部地区1か所、田平地区3か所、生月地区1か所の計7か所で開設されている。一方で、平戸中部地区については、保護者が開設を望んでおり、これまで保護者の代表の方との意見交換や開設に向けた検討を行っているが、設置場所などの課題があり、未だ開設に至っていない現状である。児童の健全育成と安全な地域づくり、公平な行政サービスを提供する意味でも、課題を整理し早急に開設するよう要請しました。

次に、**市民生活部市民課所管**では、「北松北部環境組合管理運営事業」に関し、ごみの排出量については、年々増加している状況にある。特に、令和2年度の前年度比の増加率が高くなっているが、その要因は何か。また今後、ごみの減量化に向けての具体的な取り組みについてどのように考えているかとの質問に対し、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛により在宅時間が増えた影響で、ごみの排出量も増加したと考えている。ごみの減量化対策としては、正しい分別

を推進するとともに、資源物のリサイクルを進めることが重要であり、資源物拠点回収支援事業補助金や再資源化推進事業補助金などの活用を促進しながら、今後もごみ減量化の推進と市民への周知徹底に努めたいとの答弁がありました。

次に、**農業委員会所管**の「機構集積支援事業」に関し、この事業は、農地の利用状況を調査し、耕作放棄地を解消するため、担い手への農地集積・集約化を推進する事業であるが、荒廃農地が「再生可能か」「再生困難なのか」を年度比較する資料がなく、前年度の耕作放棄地が翌年度の調査で、どの程度解消されたかの数値が示されず、その経過の説明も無かったため「調査結果が見えてこない」「成果が分からない」といった厳しい意見がありました。

また、荒廃農地は、そのほとんどが中山間地域で狭く耕作しづらいため、担い手になる農家はいない状況にある。農業委員会としては、調査結果を関係機関に提供する業務にとどまるが、荒廃農地を解消することを目的にこの調査を実施するのであれば、農地中間管理機構や農林課とも情報を共有し、荒廃農地を解消できる仕組みを検討するよう要請しました。

次に、**農林水産部農林課所管**の農地費における翌年度繰越額が多いのはどのような理由かとの質問に対し、「農村地域防災減災事業県工事負担金」や「農業競争力強化基盤整備事業」の繰越金が主なものであり、県工事の入札不調や年度末に追加補正があったことが要因である。入札不調に関しては、設計単価や歩掛りが原因とならないように改善策について、九州農政局に要望しているとのことであるとの説明がありました。特に、ため池工事では入札不調等の理由により工期が遅れば受益者の作付けに直接影響することになるため、入札不調が生じないよう関係機関へ強く働きかけるように要請しました。

また、「産地を支える人材確保推進事業」に関し、アスパラガス農家がテレビ放映されたことにより多くの相談があったとのことであるが、1人でも多く就農できるよ

うな対応をしたのかとの質問に対し、希望者からの就農相談については慎重に対応した結果、本市への就農を強く希望した人は9人であった。研修の受入れ体制について生産部会（アスパラガス、いちご）とも協議したが、指導農家の確保などもあり受入れ人数が限られていることから、研修を農協管内や県内でもできないか検討を行ったところであるとの説明がありました。今後は、農業就業者人口が減少しているなか、1人でも多く担い手となる新規就農者を育成できるよう、長崎県、農協と連携し、より良い受入れ体制を構築していきたいとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部商工物産課所管の「6次産業化推進事業」に関し、新商品開発総合支援事業補助金に関連し、これまで小売ができる新商品開発及び、販路の拡大による事業者の経営安定のための支援を行っているが、商品開発や施設整備だけにとどまっているものもあるのではないかと。新商品開発だけではなく、本市の農産物、水産物を1次加工し、学校や病院食等への食材の提供も考えられることから、他課と連携した地場産品を使った食材を、地域内で消費できるような仕組みづくりも必要であるのではないかとこの意見がありました。

また、「企業誘致対策事業」に関し、全国の自治体が工業団地や支援制度を整備し誘致活動を行っているなか、本市においても同様に工業団地の造成や、企業の設備投資に対する奨励金などの支援制度を整備し誘致活動を行っているところである。企業誘致については、初期投資への支援は行うものの民間資本の資金が地域に投入されることにより、長期にわたって雇用が生み出されることから誘致に向け地道に活動しており、誘致する企業についても、創業時に雇用人数が少人数でも将来には一定の雇用規模が期待できる企業を見極め、地域に安定した雇用を生み出すことを第一の目的として企業誘致に取り組んでいるとのことでありました。誘致が決定した場合には、1人でも多くの平戸市民が雇用できるよう、誘致企業に求めることが必要ではないかとの意見がありました。

次に、**建設部建設課所管**の「市道維持管理事業」に関し、地区要望に対する市道の維持補修の進捗状況については、どのようになっているのかとの質問に対し、例年 800 か所程度の要望があり 200 か所程度を対応し、限られた予算で最大限の効果がでるよう事業にあたっているとの答弁がありました。委員会からは、近年頻発する豪雨災害を考えたとき、予算不足が原因で被害が拡大し道路の陥没や崖崩れが発生する恐れがあるため、全庁的に予算が不足していることは理解できるが、市民の生命と財産を守るために必要な予算は、確保に努めるよう強く要請しました。

次に、**建設部都市計画課所管**の「屋外広告物許可申請」に関し、申請状況は申請対象件数 413 件に対し、未更新及び未申請が 35 件 (8.5%) で、手数料も徴収されていない状態にある。未更新者等への対応は、職員が出向いて申請を促しているとのことであるが、一部の者は申請手続きに応じていない状況にある。これまで、罰則規定の運用を実施していないなど、公平性が保たれていないことから、公平性が担保される仕組みに運用を見直すよう要請しました。

次に、**教育委員会教育総務課・学校教育課所管**では、「ICT教育環境整備事業」、「遠隔教育システム導入事業」、「GIGAスクール構想実現事業」に関し、数年にわたり取り組んできた学校教育における情報化の推進は、これらの事業実施により、1人1台端末の配置、高速通信環境や周辺機器の整備など、令和2年度をもってほぼ完了したと理解してよいか。また、児童・生徒への効果的な教育のため、ICT機器の活用状況については、各学校において等しく進んでいるのかとの質問に対し、1人1台端末の配置などハード面の整備は完了したと考えている。ICT教育はこれまでの学校教育の根本的改革と考えており、ICTを活用する教育現場における教員の指導能力に違いがでないよう、ICT教育の必要性や指導力の向上に向け平戸市独自の取り組みを行うなど、積極的に研修を行っているとの答弁がありました。委員会からは、コロナ禍を機にICT教育が加速される中、教員のスキルの違いによって児童・

生徒の教育の在り方に不均衡が生じないように、教員のスキル向上は重要な課題と捉え、質の高いICT教育の推進に努めるよう強く要請しました。

次に、田平支所所管の議案第 69 号「令和 2 年度平戸市宅地開発事業特別会計決算認定について」に関し、令和 2 年度末で全 77 区画中、18 区画が売れ残っているが、令和 3 年度に入り既に 2 区画が売却され、さらに 2 区画は進入口を一部改修していることから、残り 14 区画が今後、売却が可能な区画であると考えているとのことでありました。残りの区画のうち、いわゆる“洞穴（ほらあな）式”の車庫である区画が 12 区画あるがハウスメーカーなどからも販売が難しいと言われており、今後の販売戦略としては、東日本大震災やコロナ禍によりタイニーハウスなどと呼ばれる極小規模な住宅を求める流れもあることから、そういった対象者へPRを行いたいとのことでありました。委員会からは、早くそのような希望者へのPRや、移住定住を考えている者を対象に画期的な販売戦略を練ってはどうかとの意見がありました。

次に、水道局所管の議案第 73 号「令和 2 年度平戸市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」に関し、水道料金収入が減額となった主な理由としては人口減少のほか、宿泊施設等にかかる料金収入の減など新型コロナウイルス感染症の影響もあるとの説明であるが、今後の料金改定の必要性について、どのように捉えているのかとの指摘に対し、平戸市水道ビジョン（経営戦略）の策定時には、人口減少による影響額は見込んでいたものの、新型コロナウイルス感染症の影響までは想定していなかった。水道事業経営の見通しとしては、今後 3 年間程度は、内部留保資金の残高の状況からも料金改定の必要はないものと考えているが、水道料金については、おおむね 3 年から 5 年スパンで検証を行うことが望ましいと定められており、水道施設の在り方をはじめ具体的な計画を立てながら、適正な事業経営に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、病院局所管の議案第 74 号「令和 2 年度平戸市病院事業会計決算認定につい

て」に関し、令和2年度の経営状況について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入院・外来患者数は減少しているが、新型コロナウイルス感染症対策関連等の国・県補助金の交付により、平戸市民病院は、収益的収支において純利益となっている。これに対し、生月病院についても同様に、入院・外来患者数の減少や補助金の交付があったにもかかわらず、収益的収支において純損失となっているがその理由は何かとの質問に対し、新型コロナウイルス感染症関連の業務内容が異なるため国・県補助金の交付額に違いがあり、新型コロナウイルス感染症患者に対応した入院病床が確保された平戸市民病院は1億5,000万円を超える補助金があった。一方、外来のみの対応である生月病院の補助金は4,100万円ほどであったことが純損失となった主な要因であるとの答弁がありました。委員会からは、長引くコロナ禍により、医療従事者の方々にとって大変な状況の中、日々の業務に尽力されていることに対し感謝したい。今後も平戸市唯一の公立病院として、市民の安心安全に繋がる医療体制の整備に努めてほしいとの要請をしました。

以上のとおり、令和2年度決算審査における決算特別委員会の報告といたします。